

日医発第 1621 号 (情シ)

令和 6 年 12 月 19 日

都道府県医師会 担当理事 殿

郡市区等医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之

(公印省略)

電子処方箋管理サービスの一時停止について・第一報 (周知依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋において、医療機関・薬局で医薬品マスタ等の設定が適切になされていないこと等により、医療機関で意図した医薬品名や単位とは異なるものが薬局において表示された事例が報告されました。

本件を受けて、誤った医薬品が患者様に交付されないよう万全を期すために、電子処方箋管理サービスの機能を一時停止し、医療機関・薬局における医薬品マスタの確認作業の実施期間を設ける旨、周知依頼が厚生労働省医薬局総務課より本会宛にまいりました。

医療機関におかれましては、同サービスの停止期間中は、紙の処方箋での対応をお願いいたします。確認作業、復旧の等の詳細につきましては、続報が届き次第、お知らせいたします。

貴会におかれましても、本件についてご丁知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【停止期間】

令和 6 年 12 月 20 日 (金) 8 時～24 日 (火) まで

※状況によっては変更の可能性あり

【停止機能】

電子処方箋管理サービス全般の機能が停止 (電子処方箋の新規発行、紙の処方箋の処方情報の登録、重複投薬等チェック、薬剤情報等の閲覧等)

以上

日医発第 1625 号 (情シ)

令和 6 年 12 月 20 日

都道府県医師会 担当理事 殿

郡市区等医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之

(公印省略)

電子処方箋システム一斉点検の実施について (周知依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋において、日医発第 1621 号 (情シ) 令和 6 年 12 月 19 日「電子処方箋管理サービスの一時停止について・第一報 (周知依頼)」にて、電子処方箋の発行を停止する旨お知らせいたしました。

そのうえで、再開に向けて、電子処方箋システム一斉点検の実施する旨、周知依頼が参りました。

電子処方箋を導入いただいている医療機関に、ご回答やご確認をお願いするものとなりますので、何卒よろしくお願いいたします。

- (1) 令和 6 年 12 月 19 日の未明に医療機関等ポータルサイト等を通じて状況の周知と対応依頼のメールが送付されるとのことです。(別添資料参照)

本メールが届いたら、以下のフォームに、届いた旨 (確認) と医療機関情報の回答をお願いいたします。

<https://forms.gle/3Autmi7UhEzaN6WMA>

(本フォームに、回答いただいていない医療機関に向けて同月 23 日及び 24 日に、電話等で連絡を行うとのことです)

- (2) 解説資料、チェックリストを参照して、医療機関が使用している医薬品マスタが適切に設定されているか等の点検を行ってください。

<解説資料> (厚生労働省 HP : PDF) 添付資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001356418.pdf>

<チェックリスト> (厚生労働省 HP : Excel) 添付資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001356417.xlsx>

チェックリストの内容でご不明な部分は、システムを導入いただいたベンダーにお問い合わせください。

点検が完了しましたら、以下フォームに完了した旨と医療機関情報をご記入ください。

<https://forms.gle/bg3Tmi19jvTZFXMa8>

(3) 同月 25 日以降に、(2) のフォームにご記入いただいた医療機関を対応ができた医療機関として、厚労省の HP 上で公表されます。その後、公表された医療機関だけが電子処方箋を発行できることになり、それ以外の医療機関は、紙の処方箋の発行をお願いするものとなります。

本件に合わせて、システムベンダーに対しても、提供するシステムのコードの仕様について、厚生労働省への報告を求め、その結果を厚生労働省のホームページに公表されるということです。

今回の電子処方箋管理サービスの停止期間中に、電子処方箋を導入し、開通を行う予定の医療機関におかれましては、電子処方箋の開通作業ができない状況となっております。開通作業につきましては、25 日以降の電子処方箋管理サービスの再開以降に変更いただければと思います。

また、今回の急なシステム停止に伴い、一部の医療機関で処方箋を発行する際に、電子処方箋管理サービスとの接続を確認するため、数十秒待たされる状況が起きているとの報告を受けております。その場合、電子カルテ側で電子処方箋システムとの通信をしないよう設定変更を行う必要がありますので、このような状況が起きている場合には、導入いただいたベンダーにご相談いただき、対応のご検討をよろしくお願いいたします。

貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の都市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料】

別添資料については日本医師会ホームページのメンバーズルーム内にある、「おすすめコンテンツ」→「会員向け文書管理システム」

<https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/bunsyo3.cgi>

(要 日医会員 ID/パスワード) より本文書、
第 1625 号 2024/12/20 電子処方箋システム一斉点検の実施について(周知依頼)
の添付資料をご参照ください。

以上